

共済年金 だより

No.89

平成19年5月発行

国家公務員共済組合連合会

このたびの能登半島地震により、被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

被害を受けられた年金受給者の皆様には、万全の態勢で対応させていただきます。

主
な
記
事

< 重要 >

平成19年度の年金額は据置き 2頁

< お知らせ/お願い >

平成19年4月からの主な法律改正について

退職共済年金の繰下げ支給制度 2頁

平成19年4月1日以後65歳を迎える遺族共済年金受給者の皆様へ 4頁

離婚時の共済年金の分割制度にかかる手続きの流れ 5頁

70歳以後民間会社等に勤務される方へ 6頁

全国年金相談開催案内 7頁

読者のひろば・表紙写真募集・お問い合わせ先 8頁



「白壁に映える花菖蒲」静岡県掛川市 落合記久子 (神奈川県)

平成19年度の年金額は据置き

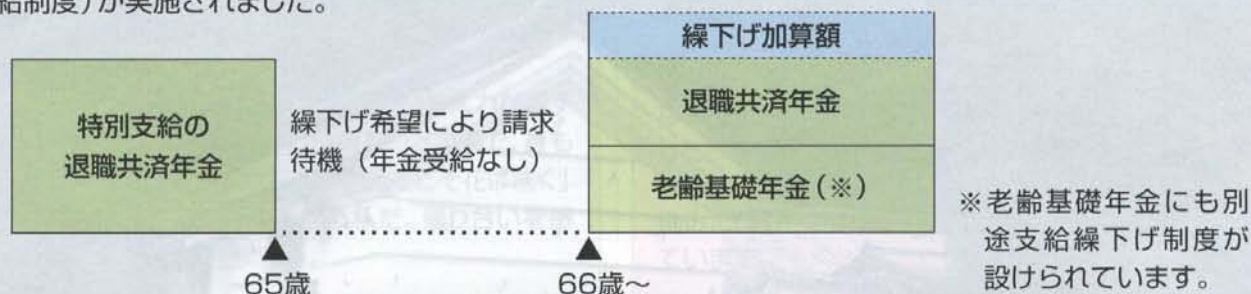
平成19年度の年金額は、総務省が発表した平成18年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率(プラス0.3%)より対前年度比名目手取り賃金変動率(平成15年度から平成17年度の実質賃金変動率等を基に計算した率で、これが0.0%)が下回ったため、法律の規定により、名目手取り賃金変動率(0.0%)で改定することとなりましたので、平成18年度と同額となりました。

なお、現在の年金額は、物価スライド特例措置による物価下落率の累積分1.7%を据え置いている額であるため、今後、物価及び賃金が上昇した場合であっても、法律の規定により、かさ上げされている1.7%分が解消されるまで年金額は据え置かれることになります。

平成19年4月から実施された 主な法律改正についてご紹介します

退職共済年金の繰下げ支給制度

通常、65歳に達した月の翌月から受給することとされている「本来支給の退職共済年金」について、受給権者の方の申出により、その支給開始年齢を繰下げて受給できる制度(退職共済年金の繰下げ支給制度)が実施されました。



繰下げ支給の申出を行うことができる方

平成19年4月1日以後に「本来支給の退職共済年金」の受給権を取得する方(注)で、その受給権を取得してから1年を経過するまで「本来支給の退職共済年金」を請求していないことが条件です。

(注) 本来支給の退職共済年金の受給権を取得した時点で次のいずれかの年金の受給権を取得している方、または本来支給の退職共済年金の受給権を取得してから1年を経過するまでの間に、次のいずれかの年金の受給権を取得することとなる方は、繰下げ支給の申出を行うことはできません。

- 障害共済年金及び遺族共済年金(昭和61年3月以前の旧共済法による障害年金及び遺族年金を含みます。)
- 他の年金制度による障害給付(国民年金制度による障害年金及び障害基礎年金は除かれます。)及び遺族給付

通常は65歳で「本来支給の退職共済年金」の受給権を取得しますので、その後66歳になるまでの間に、この年金を請求していなければ繰下げ支給の申出を行うことができます。

繰下げ支給による年金額

繰下げ支給の申出を行った場合の年金額は、繰下げしなかったとした場合の額に「繰下げ加算額」を加算した額となります。

$$\text{年金額} = \text{厚生年金相当額} + \text{職域加算額} + \text{経過的加算額} + \text{繰下げ加算額} (+ \text{加給年金額})$$

繰下げ加算額は、繰下げしなかったとした場合の年金額（加給年金額は除きます。）に、本来支給の退職共済年金の受給権取得月（通常は65歳に達した月）から繰下げ支給の申出を行った月の前月までの期間月数（最大60月）の1月につき0.7%の増額率を乗じて計算します。

$$\text{繰下げ加算額} = \text{65歳から年金を受給していたとした場合の額} (\text{厚生年金相当額} (\text{注}) + \text{経過的加算額} + \text{職域加算額} (\text{注})) \times \text{増額率} (8.4\% \sim 42\%)$$

(注) 65歳以後繰下げ支給の申出を行うまでの間に、公務員等（共済年金加入）や会社員（厚生年金加入）として勤務し賃金等を得ていた方の場合は、その期間（各月）において年金を受給していたとした場合に支給停止されることとなる額を控除した実際の支給額に置換えて計算します。（これにより年金額に対する増額割合は、上記の増額率とは一致せず減少します。）

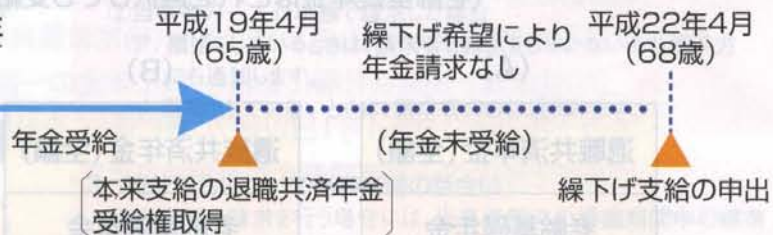
※ 加給年金額は繰下げ加算の対象とはなりません。また、65歳以後繰下げ支給の申出を行うまでの間は加給年金額も受給できません。

繰下げ支給の計算例

(例) 68歳に繰下げ支給の申出を行う場合

受給権者 昭和17年4月15日生

特別支給の退職共済年金
(30年加入)



繰下げしない場合の年金額(平成19年5月から)

$$\text{年金額} = \text{厚生年金相当額} (969,348.27\text{円}) + \text{経過的加算額} (79,872.09\text{円}) + \text{職域加算額} (168,476.15\text{円}) = 1,217,700\text{円}$$

繰下げによる年金額(平成22年5月から)

$$\begin{aligned} \text{繰下げ加算額} &= [\text{厚生年金相当額} (969,348.27\text{円}) + \text{経過的加算額} (79,872.09\text{円}) \\ &+ \text{職域加算額} (168,476.15\text{円})] \times 7 / 1,000 \times 36\text{月} (\text{増額率} 25.2\%) \\ &= 306,859.52\text{円} \end{aligned}$$

$$\text{年金額} = \text{厚生年金相当額} (969,348.27\text{円}) + \text{経過的加算額} (79,872.09\text{円}) + \text{職域加算額} (168,476.15\text{円}) + \text{繰下げ加算額} (306,859.52\text{円}) = 1,524,600\text{円}$$

退職共済年金の受給権者の方が繰下げ支給の申出を希望される場合の手続

65歳前に退職して年金を受給されている方

☞ 65歳に達する誕生月の2か月前に連合会からご案内します。

65歳以後も公務員として在職中の方

☞ 勤務先の共済組合へお申出ください。

平成19年4月1日以後65歳を迎える 遺族共済年金受給者の皆様へ

平成19年4月から、65歳以上の遺族(配偶者)に対する遺族共済年金と退職共済年金の受給権を有する方の年金は、自分自身が納付した退職共済年金保険料を年金額へ反映させるため、今までのように選択するのではなく、自身の退職共済年金を優先的に支給し、現在の制度で遺族となった場合に受給できる額(遺族共済年金全額又は遺族共済年金の2/3+退職共済年金の1/2の合算額のいずれか高いほう)が退職共済年金より高い場合には、退職共済年金との差額を遺族共済年金として支給する仕組みへ見直されることになりました。

(なお、対象者の方^(注1)には、公的年金の受給状況を調査するため、「遺族共済年金受給者の公的年金受給調査票」を誕生月の2か月前に送付しますので、誕生月の前月20日までに提出をお願いします。

【例】退職共済年金、老齢基礎年金および遺族共済年金を受給している場合

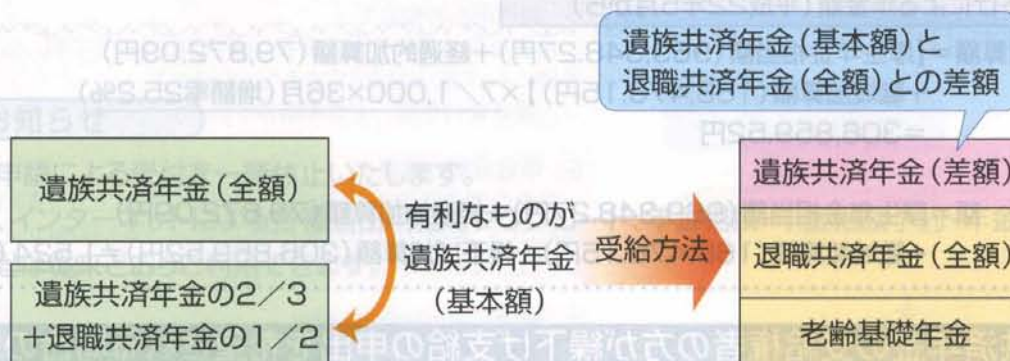
改正前の制度

次のいずれか有利な受給方法を選択
(老齢基礎年金はどれを選択しても受給可)

(A)	(B)	(C)
退職共済年金(全額)	遺族共済年金(全額)	遺族共済年金2/3
老齢基礎年金	老齢基礎年金	退職共済年金1/2
		老齢基礎年金

改正後の制度

退職共済年金を優先的に支給し、
差額があればその差額を遺族共済年金として支給^(注2)



(注1) 平成19年3月31日時点において、65歳以上で既に遺族共済年金の受給権を取得している方には、この新たな受給方法は適用されません。

(注2) 当会の年金の他に老齢厚生年金及び遺族厚生年金等を併給中の方も同様に年金保険者間で調整されることとなります。

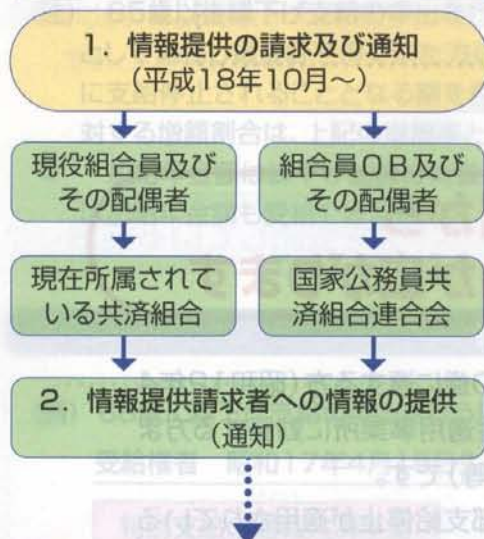
離婚時の共済年金の分割制度にかかる 「情報提供の請求から標準報酬の改定等」までの手続きの流れ

離婚時の共済年金の分割制度は、平成19年4月1日以後に離婚をした場合において、離婚をした当事者間の合意又は裁判手続により按分割合を定めたときに、婚姻期間の標準報酬総額を当事者間で分割することができる制度です。

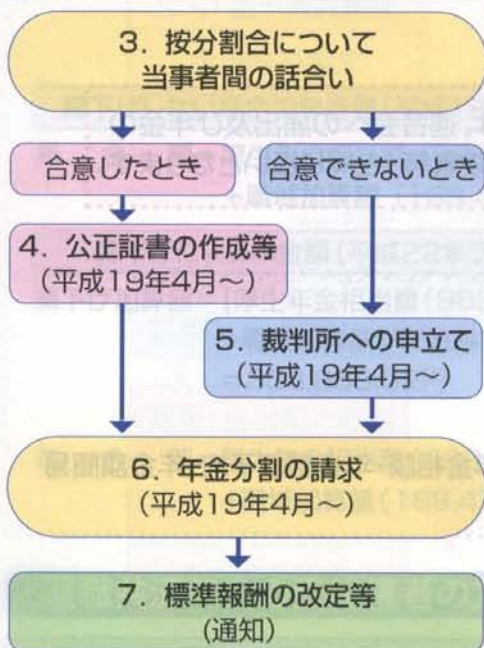
そのため、平成18年10月から、当事者又はその一方からによる按分割合を定めるために必要な情報の提供請求の受付を行っています。

次に基本的な手続きの流れと主なポイントをご紹介します。

情報提供手続



年金分割の請求手続



ポイント

1. 情報提供の請求

情報提供の請求は、「年金分割のための情報提供請求書」により、当事者の二人が共同で行うことも一人だけで行うこともできます。ただし、一人で請求した場合に相手方の記録が特定できない場合などは、情報の提供ができないことがあります。また、既に情報提供されているときは、その情報提供があった日から3か月を経過していない場合は、原則として再び請求することはできません。

2. 情報提供請求者への情報の提供(通知)

情報の提供は、「年金分割のための情報通知書」により通知しますが、請求方法によって、次のように異なります。

- ①当事者の二人が共同で請求した場合
当事者それぞれに通知します。
- ②当事者の一人が単独で請求した場合
ア. 離婚をしているときは、請求者と請求をしていないその相手方にも通知します。
イ. 離婚をしていないときは、請求者のみに通知します。

3. 按分割合について当事者間の話し合い

年金分割の請求を行う場合には、当事者双方の婚姻期間中の標準報酬総額をどのような割合で分け合うか定めていることが必要です。

4. 公正証書の作成等

公証人が作成した公正証書又は公証人の認証を受けた私署証書によって、合意した按分割合等を明らかにすることが必要となります。

5. 裁判所への申立て

当事者の一方の方が家庭裁判所に対して申立てをし、以下の裁判手続によって按分割合を定めることができます。

- ①家事審判手続 ②家事調停手続 ③人事訴訟手続

6. 年金分割の請求

年金分割の請求は、当事者の一方だけで行うことができます。ただし、原則として、離婚をした日の翌日から起算して2年を経過したときは、請求することができません。

7. 標準報酬の改定等(通知)

標準報酬の改定等を行い、改定等後の標準報酬について、年金分割の請求者とその相手方に対して通知します。

年金分割にかかる情報提供に関する照会先について

- * 国家公務員共済組合の組員及びその配偶者の方……現在所属されている各省庁の共済組合
- * 組員であった方(既に退職している方)及びその配偶者の方……国家公務員共済組合連合会年金部
電話 03-3265-8141(代表)

70歳以後民間会社等に勤務される方へ

現在、退職共済年金や障害共済年金等の年金を受けている方が、民間会社等に就職し、「厚生年金保険の被保険者等」(★)となったときは、在職中の標準報酬月額等に応じて停止額の計算を行った結果、年金額の一部が支給停止となる場合があります。

★厚生年金の被保険者等とは、次のような方をいいます。

- 厚生年金保険の被保険者
- 私立学校教職員共済制度の加入者
- 国会議員
- 地方議会議員

平成19年4月1日から 年金の一部支給停止の対象が広がります

- 新たに対象となる方は、平成19年4月1日以後70歳に達する方(昭和12年4月2日以後の生まれの方)で、70歳以後も厚生年金適用事業所に勤務する方または私立学校教職員として勤務する方(特定教職員等)です。
- 70歳未満で民間会社等に勤務し、既に年金の一部支給停止が適用されている方のうち、平成19年4月1日以後70歳に達し、それ以後も勤務するような場合は、引き続き年金の一部支給停止が適用されます。

70歳以後も民間会社等に勤務される方については、連合会への届出及び年金の一部支給停止額の算定方式が「厚生年金保険の被保険者等」と同じ扱いとなります。

お知らせ

電子申請による受付を一時休止いたします。

なお、インターネットによる各種届出用紙のダウンロード、年金相談・年金相談予約・年金額簡易試算などは従来どおりご利用できます。

お詫びと訂正

「共済年金だより」No.88の8頁に誤りがありました。お詫びして次のとおり訂正いたします。

8頁、「平成19年 年金カレンダー」の9月の定期支給関係欄の「(8月定期支給から)」を「(10月定期支給から)」に、11月の定期支給関係欄の「(10月定期支給から)」を「(12月定期支給から)」に訂正いたします。

全国年金相談開催案内

連合会では、年金受給者の皆様や組合員の方を対象に、年金に関する様々なご相談に応じるため、東京に年金相談室を常設しているほか、例年全国各地で年金相談を開催しております。

平成19年度の年金相談につきましては、全国29地区で開催いたします。(開催日程は別表のとおりです) 各会場とも開催地ごとの予約制となっております。年金相談予約は開催日の1週間前まで受け付けております。

なお、開催日程等につきましては、当会のホームページにも掲載しております。

また、諸事情により開催日程が変更となる場合もありますので、ご承知おきください。変更となった場合は、変更後の開催日程等を当会のホームページに掲載いたします。

別表 平成19年度 年金相談開催日程

開催地	開催日	開催場所	開催地	開催日	開催場所
秋田市	7月12日(木)	ふきみ会館	金沢市	10月25日(木)	KKRホテル金沢
盛岡市	7月13日(金)	エスポワールいわて	高松市	11月1日(木)	KKR高松さめき荘
新潟市	7月19日(木)	新潟会館	大津市	11月1日(木)	KKRホテルびわこ
高崎市	7月20日(金)	高崎アーバンホテル	京都市	11月2日(金)	KKR京都くに荘
神戸市	9月27日(木)	チサンホテル神戸	熊本市	11月9日(金)	KKRホテル熊本
大阪市	9月28日(金)	KKRホテルオーサカ	つくば市	11月9日(金)	オークラフロンティアホテルつくば
広島市	10月4日(木)	KKRホテル広島	松江市	11月15日(木)	サンラポーむらくも
札幌市	10月5日(金)	KKRホテル札幌	さいたま市	11月17日(土)	プラザホテル浦和
岐阜市	10月11日(木)	ホテルラヴィエール岐山	千葉市	11月22日(木)	バーディーホテル千葉
名古屋市	10月12日(金)	KKRホテル名古屋	横浜市	11月30日(金)	KKRポートヒル横浜
福岡市	10月12日(金)	KKRホテル博多	高知市	12月6日(木)	コンフォートホテル高知駅前
仙台市	10月19日(金)	KKRホテル仙台	静岡市	1月25日(金)	静岡ビクトリアホテル
旭川市	10月19日(金)	KKR旭川大雪荘	宮崎市	3月27日(木)	KKR宮崎ひむか
富山市	10月24日(水)	KKR富山銀嶺	鹿児島市	3月28日(金)	KKR鹿児島敬天閣
那覇市	10月25日(木)	八汐荘			

予約をされます皆様へ

連絡事項 (年金相談をご予約される前に必ずお読み下さい。)

◎年金相談予約方法

- ①電話で予約される場合…予約専用電話 **03-3265-9708**に連絡願います。(土日祝日除く)
受付時間は午前10時～12時、午後1時～6時までとなります。
- ②インターネットで予約される場合…「KKRホームページ (<http://www.kkr.or.jp>)」からの予約となります。
- ③文書で予約される場合…「年金相談予約」と明記し、(1)開催地、開催日、希望時間(午前・午後)
(2)氏名(フリガナ)(3)生年月日(4)住所(5)連絡先電話番号(6)年金証書記号番号(7)相談内容を記入して下記宛にお送りください。

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会年金部 年金相談室

◎年金相談を予約された皆様には、別途、開催日にあわせてご自宅に相談会の案内を送付させていただきます。

読者のひろば

「身の丈チャレンジ」

シルバー人材センターの会員になって、早くも10年が過ぎた。研修を終え会員証を手にしたとき、よっしゃ今日から高齢者仲間と一緒に仕事ができるぞと嬉しくなった。肩書き不要で経験と知識を社会に還元し、健康で意欲的にチャレンジとなればOB人生捨てたものではない。身の丈に合った「三せん」が肝要だ。

忘れ得ぬ初仕事は、町工場に隣接する広い荒地の整理。自転車に軍手やゴム長など七つ道具を積み、早春の道を走って通った10日間。除草と雑木の枝を切ったり、廃棄材の片付けに精をだす。土や木に親しみ、小鳥のさえずりを聴きつつ愛妻弁当をばくつく。青空を眺め大気を吸っての仕事が楽しくなり、自然ってこんなにいいものかと心が満ちてきた。無事に終了したとき工場の経営者に「きれいにしてくれて有り難う」とねぎらわれ、達成感ともども嬉しかった。

そして老人福祉施設の宿直、スポーツ施設の管理業務と幅が広くなり「やる気こそ進歩」で頑張っている。会員仲間と現職のころの話に花が咲くことも多い。知恵と工夫は、若い世代に負けぬと互いに意気盛んだ。入所の方や利用者そして施設の職員と、自然に交流でき社会勉強になる。

苦楽あってこそ人生は、肝も据わり耐久力が増すものだ。まさに晴耕雨読の実践という次第で、身も心も若返る思いを味わえる。「耐えてこそ花は咲く」の心で一日一日を積み重ねる私だ。張り合いを感じる日々之余福が生まれる。

愛知県 安藤 俊雄 (75歳)

「東京マラソン」KKRホテル東京さん
お世話になりました

昨年、東京都心を駆け抜ける「東京マラソン」第一回の開催が決定し、制限時間も7時間に緩和され、私も走れる様な気がして申し込んだところ、運よくフルマラソンの2万5千名に入った。

大会の2日前に行き、初めての東京ドームで受付を行った。前日の早朝に一度は走ってみたいと思っていた皇居のお堀端を皆さんに交じって4周して体調の良さに安心した。当日の朝、富山県の同年代さんと一緒に出かけるとき、KKRホテル東京のフロント係さんが「頑張ってきてねー」と励ましの言葉に元気を頂き勇気が湧いた。スタート地点は小雨に濡もかかき人々の波、荷預もようやく済ませて一番後から気楽にスタートした。観客席より石原都知事さんや河野衆議院議長さんが笑顔で手を振り々見送ってくださった。日比谷公園で10キロの皆さんがゴールを終えられ、遅い私達も品川を折り返して日比谷から歌に良く聴く有楽町～数寄屋橋～銀座～日本橋～浅草雷門を折り返して築地～佃大橋～晴海～有明～東京ビックサイトに辿り着いた。普段の自分のペースを守ったので歩くこともなく制限内に楽しくゴールさせていただくことができました。これも悪天候のなか長時間笑顔で支えてくださった1万名を超えるボランティアさん、沿道から心温かく元気づけてくれた声援のおかげです。私にとって一生の思い出に残る「東京マラソン」になることでしょう。(ちなみに、歩数計を着けてみましたら、荷預けからゴールまで、6万3千数歩の5時間30分台)今後も東京マラソンに参加することを励みに、鍛えて健康維持を図ることを目的にと思っています。

鳥取県 平山 賢治 (72歳)

【表紙写真募集】

平成19年10月号と平成20年1月号の本誌の表紙写真を募集します。10月号、1月号にふさわしい各地の風景等の写真がございましたらご投稿ください。

ご投稿写真は、L又は2Lサイズのプリントで、撮影日時及び場所、タイトル、年金証書記号番号、郵便番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 年金相談室まで送付ください。応募写真の返却はいたしません。なお、10月号の応募締切りは6月29日、1月号の応募締切りは8月31日です。

【お問い合わせ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会 年金部 (03) 3265-8141 (代表)

最近、間違い電話が多くなっていますので、おかけ間違いのないよう十分ご注意ください。

電話での照会は、午前9時からお願いします。

各種届出用紙をお持ちでない場合は、当会に連絡していただければ、送付いたします。

お問い合わせには、必ず、年金証書記号番号をお知らせください。

連合会ホームページアドレス: <http://www.kkr.or.jp>

(年金相談や各種届出用紙のダウンロード等にご利用ください)